

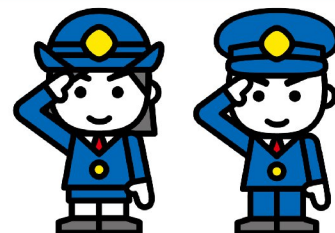
鹿児島県消防ハラスメント等相談窓口のご案内

設置目的

ハラスメント等の事案の解決を目指すため、設置します。

対象者

ハラスメント等を受けたと考える消防職員の方だけでなく、その御家族、上司、同僚の方など広くご相談いただけます。

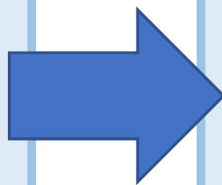


相談内容

ハラスメント等に関するものであれば、広く受け付けます。

(例)

- ・ 上司から暴力行為を受けたが、これはパワハラに当たるのではないか。
- ・ 市町村や消防本部にセクハラの相談をしたが、相談に乗ってくれなかった。
- ・ 消防職員である配偶者がパワハラに悩んでいるが、どうしたらいいか。
- ・ このような指導をすることはパワハラに当たってしまうのか。



相談後の対応

相談者からの相談に対して助言を行うほか、相談者の要請や同意があれば、

- ・ 関係消防本部や市町村に対し相談内容の情報提供を行います。
- ・ 関係消防本部や市町村から過去の経緯を聞き取った上で、関係消防本部や市町村に対して適切な対応を取るよう助言します。

相談内容について公表することはありません。

なお、関係者の処分等が行われた場合には、その内容を各消防本部から公表することになります。

情報の秘匿性の確保

相談は匿名で行うこともできます。

また、上記のとおり関係消防本部への情報提供を行うに当たっては、相談者の方に、どこまで情報提供をしてもよいのかなどの確認を行い、相談者の方が不利益な取扱いを受けないよう十分配慮します。

設置場所・連絡先

鹿児島県危機管理防災局消防保安課

【電話】

対応時間：平日 9：00～17：00

電話番号：099-286-2259

※ 「ハラスメント等相談」である旨お伝えください。

【電子メール】

電子メールでも相談を受け付けておりますが、相談内容について詳細に把握するため、相談員からお電話をおかけすることとしていますので、必ず、本文に電話番号と都合のよい時間を記載の上、次のアドレスに送信してください。また、タイトルに「ハラスメント等相談」と記載してください。

E-mail：shoubou@pref.kagoshima.lg.jp